目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱

平成18年3月31日付け目健介第1129号決定 平成18年6月30日付け目健介第68号決定 平成19年2月15日付け目健介第1002号決定 平成19年9月28日付け目健介第609号決定 平成24年1月31日付け目健介第3173号決定 平成24年3月1日付け目健介第3497号決定 平成27年7月1日付け目健介第1779号決定 平成28年4月1日付け目健介第1779号決定 平成28年4月1日付け目健介第639号決定 平成28年10月3日付け目健介第3133号決定 平成29年5月16日付け目健介第883号決定 令和元年7月26日付け目健介第2099号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づくサービスを利用する法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者並びに法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を利用する者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、サービスの利用に係る費用の負担額の一部を助成する介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定め、もって要介護被保険者等の法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用の促進を図ることを目的とする。

(軽減対象サービス)

- 第2条 事業の対象となるサービスは、次に掲げるサービスとする。
 - (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
 - (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
 - (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (7) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (8) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (9) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (11) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (12) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

- (13) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (14) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (15) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (16) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (17) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (18) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (19) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (20) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (21) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (22) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (23) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。) 附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (24) 医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた旧 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (25) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、旧法第8条の2第 2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業及び同事業に準じて区が独自に実施する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)
- (26) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第 7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業及び同事業に準じて区が独自に実施する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)

(協定)

- 第3条 区は、事業の実施に当たり、前条各号に掲げるサービス(以下「軽減対象サービス」という。)を提供する事業者との間において、助成金の支給に係る受領委任払協定の締結を推進するものとする。
- 2 前項に規定する協定に係る協定書(以下「協定書」という。)の名称は、目黒区介護保険居宅 サービス等利用者負担額軽減事業に係る受領委任払協定書とし、その様式及び関係帳票は別に 定めるものとする。

(対象者)

- 第4条 助成金の支給対象者は、軽減対象サービスを受ける日の属する年の前年(軽減対象サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)中の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0円を下回る場合には、0円とする。)が0円である要介護被保険者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 軽減対象サービスの利用時において区の介護保険の被保険者である者
- (2) 次に掲げる者が軽減対象サービスを受ける月の属する年度(軽減対象サービスを受ける日

の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないもの

- ア 要介護被保険者等の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員
- イ 要介護被保険者等と同一の住所に居住する要介護被保険者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。)であって、要介護被保険者等の属する世帯と世帯を異にしている者
- ウ 地方税法の規定による市町村民税の算定において要介護被保険者等を同法第292条第 1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族としている者で あって、要介護被保険者等の属する世帯と世帯を異にする者
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和22年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者については、支給対象者に含めないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第4章第6節の保険給付の制限等の適用を受けている者については、当該制限等を受ける間は助成金の支給対象者に含めないものとする。

(助成金の算定)

第5条 軽減対象サービスの助成金の額は、次の表の左欄に掲げる軽減対象サービスに応じ、同 表の中欄に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)に、それぞれ同表の右欄に掲げる額を乗 じて得た額とする。

軽減対象サービスの利用に係る法第41条第1項に規定する	2分の1
居宅介護サービス費及び法第42条の2第1項に規定する地	
域密着型介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護	
予防サービス費及び法第54条の2第1項に規定する地域密	
着型介護予防サービス費又は医療介護総合確保推進法附則第	
11条の規定によりなおその効力を有することとされた旧法	
第53第1項に規定する介護予防サービス費の支給対象とな	
るサービスに要した費用の額から、法第41条第4項各号及	
び法第42条の2第2項各号、法第53条第2項各号及び法	
第54条の2第2項各号又は医療介護総合確保推進法附則第	
11条の規定によりなおその効力を有することとされた旧法	
第53第2項各号に定める額を控除して得た額	
軽減対象サービスの利用に係る法第第115条の45の3第	2分の1
1項に規定する第1号事業支給費の支給対象となるサービス	
に要した費用の額から、同条第2項に定める第1号事業費の	
額を控除して得た額	
	居宅介護サービス費及び法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費及び法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費又は医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第53第1項に規定する介護予防サービス費の支給対象となるサービスに要した費用の額から、法第41条第4項各号及び法第42条の2第2項各号、法第53条第2項各号及び法第54条の2第2項各号又は医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第53第2項各号に定める額を控除して得た額軽減対象サービスの利用に係る法第第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給対象となるサービスに要した費用の額から、同条第2項に定める第1号事業費の

2 助成金の支給を受ける要介護被保険者等が、他の利用者負担額を軽減する制度(以下「他の軽減制度」という。)の対象となる場合は、他の軽減制度の適用を優先するものとする。

(助成資格の決定)

- 第6条 助成金の支給を受けようとする要介護被保険者等は、目黒区長(以下「区長」という。) に対して、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減認定申請書(別記第1号様式)に被保険 者証を添えて申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請(以下「軽減申請」という。)があった場合には、第4条に定める対象者 に該当するか否かを調査し、速やかに決定した上で、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽 減認定決定通知書(別記第2号様式)により、当該要介護被保険者等に通知するものとする。
- 3 区長は、軽減申請の内容が助成の対象に該当すると認める場合には、当該要介護被保険者等 に対して、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減認定証(別記第3号様式。以下「軽減認 定証」という。)を交付するものとする。
- 4 区長は、必要に応じて、申請日の属する月の初日を限度に、当該認定の始期を遡及することができる。

(助成金の支給申請等)

- 第7条 軽減認定証の交付を受けた要介護被保険者等(以下「被助成者」という。)は、次の各号 のいずれかの方法により、助成金の支給を申請しなければならない。
- (1) 助成金の支給申請及び受領を協定事業者(第3条の規定により協定を締結した事業者をいう。以下同じ。)に委任して軽減対象サービスを利用する方法(以下「受領委任払い」という。)
- (2) 軽減対象サービスを利用した後に、助成金の支給を区に申請する方法(以下「差額の償還払い」という。)
- 2 受領委任払いにより助成金の支給を申請するための手続は次のとおりとする。
- (1) 被助成者は、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下「支援事業者等」という。)に、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防・日常生活支援総合事業での介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する際に、あらかじめ軽減認定証を提示して、受領委任払いにより軽減対象サービスを利用する旨を伝える。
- (2) 被助成者は、協定事業者に軽減対象サービスの提供を依頼する。その依頼の際には、あらかじめ協定事業者に対して軽減認定証を提示し、受領委任払いの方法により軽減対象サービスを利用する旨を伝える。
- (3) 被助成者は、あらかじめ協定事業者に対して書面により、助成金に係る申請権及び受領権を委任する。
- (4) 協定事業者は、被助成者からの委任に基づき、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減 分差額支給申請書(別記第4号様式。以下「支給申請書」という。)を作成して提出する。
- (5) 第2号の規定による依頼は、支援事業者等を経由して行うことを妨げない。
- 3 差額の償還払いにより助成金を申請する方法は、被助成者が、軽減対象サービスを利用した 後、利用者負担額の支払に係る領収書及び被保険者証を支給申請書に添付して行うものとする。
- 4 区長は、支給申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、併せて当該軽減対象サー

ビスに係る保険給付請求について、法第41条第6項及び法第42条の2第6項又は法第53条第4項及び法第54条の2第6項の規定による支給方法による場合における国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)から区に送付される審査結果情報又は同項の規定による支給方法によらない場合における区が行う審査結果に基づいて、保険給付の支出根拠となる給付実績があったことを確認し、速やかに決定の上、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減分差額支給(不支給)決定通知書(別記第5号様式。以下「差額決定通知」という。)により、協定事業者又は被助成者に通知するものとする。

5 区長は、前項の規定にかかわらず、協定事業者が支給申請書において、支援事業者等が担う 給付管理に従って軽減対象サービスを被助成者に提供した旨を証明する表記を行った場合は、 連合会からの審査結果情報の送付を待たずに支給を決定し、助成金を支給できるものとする。 この場合において、当該助成金の支給根拠となった保険給付が支給限度額を超過した等の事由 により事後に過払いとなっていることが明らかになったときは、協定事業者をして支給済みの 助成金の全部又は一部を、区に返還させなければならない。

(届出義務)

第8条 被助成者は、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに区長に届け出なければ ならない。

(被助成者に係る軽減認定資格情報の協定事業者等に対する提供)

- 第9条 被助成者が、あらかじめ区長に対して、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に係る軽減認定資格情報の提供同意書(別記第6号様式。以下「同意書」という。)に署名押印して提出している場合に限り、区長は被助成者の利用に係る協定事業者並びに被助成者が利用する居宅サービス等の給付管理を担う支援事業者等(以下「協定事業者等」という。)に対して、当該被助成者に係る軽減申請、軽減認定証等に関する情報(以下「軽減認定資格情報」という。)を提供することができる。
- 2 協定事業者等は、前項の規定により区長から軽減認定資格情報の提供を受けたときは、その 内容を第三者に提供してはならない。また、秘密保持に必要な体制を整えて安全な管理に努め なければならない。
- 3 前項の規定に基づく軽減認定資格情報の提供につき、協定事業者における情報管理の安全性を担保するため、協定書には必要な約定を明記するものとする。
- 4 支援事業者等における情報管理の安全性の担保に関する措置については、別に定めるところによる。
- 5 区長が協定事業者等に対して提供する情報は、同意書に表記された範囲に限るものとする。 (譲渡又は担保の禁止)
- 第10条 被助成者は、この要綱による助成を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第11条 この要綱による助成を行った後において、その助成額に錯誤があつたことが判明したときは、区長は、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により、この要綱による助成を受けた者があるときは、区長は、その 者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この要綱の決定の 日から施行する。
- 2 軽減申請の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、この要綱の施行の日以降に受ける軽減対象サービスについて適用する。

付 則(平成18年6月30日付け目健介第68号決定)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則(平成19年2月15日付け目健介第1002号決定)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月28日付け目健介第609号決定)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成24年1月31日付け目健介第3173号決定)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則(平成24年3月1日付け目健介第3497号決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年7月1日付け目健介第1779号決定)

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、目黒区介護保険条例(平成12年3月目黒区条例第15号)付則第9条の区長が定める日の翌日から施行する。

付 則(平成28年4月1日付け目健介第639号決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月3日付け目健介第3133号決定)

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

付 則(平成29年5月16日付け目健介第883号決定)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。ただし、平成29年8月1日からの新認定期間に係る事前の申請から用いる。

付 則(令和元年7月26日付け目健介第2099号決定)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。